

千葉家庭裁判所委員会議事概要

1 日時 令和元年7月17日(水)午後2時から午後4時まで

2 場所 千葉家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員) 伊藤はつ子, 梶原祐理子, 北村篤, 古賀義明, 櫻木安子, 佐藤照子,
曾根田満, 高橋譲, 中山直子, 宮腰直子, 八島由幸, 横山正博
(五十音順, 敬称略)

(オブザーバー)

菊池則明少年部部総括裁判官, 河野郁江首席家庭裁判所調査官, 福本修家事首席書記官, 丸山和子少年首席書記官, 大淵さゆり次席家庭裁判所調査官, 前川直樹少年訟廷管理官, 安積潤主任家庭裁判所調査官, 大田浩司事務局長, 橋爪智子事務局次長, 鎌崎雅子総務課長

4 テーマ

少年の再非行防止のための教育的措置について

5 議事等

(1) 交代委員の紹介

前回の委員会から本委員会までの間に交代があった委員(大野英彦委員, 梶原祐理子委員, 佐藤照子委員)について, 鎌崎総務課長から紹介された。

(2) 前回の委員会における意見についての経過報告

鎌崎総務課長から, 前回の委員会における意見を受けての活動について報告が行われた。

(3) 意見交換等

ア テーマについて

少年部オブザーバーらから, 本日のテーマについて説明があった。

イ 協議の要旨 (■委員長, ●委員, ▲オブザーバー)

■委員長

裁判所の少年審判の手續の流れや、教育的措置について御説明させていただきました。委員の皆様から率直な御感想や御質問などを頂戴したいと思います。それに先立ちまして、教育的措置につきまして大きな貢献をしていただいております少年友の会に所属している委員が在席しておられますので、教育的措置について少し補足的な御説明をしていただけるとありがたいと思います。

●委員

教育的措置の一つのフラワーオペレーションについてですが、平成18年にこの活動を開始し、今年で14年目になります。今年的人数は入れていませんが、この10年間で、少年、保護者、調査官、友の会会員、学生ボランティア、農場の方、1103名の方が、この活動に参加しておりました。始めた時はなかなか大変だっただろうと思います。年4回この活動をしていますけれども、この活動は、農場で花のお世話をします。その後、懇談会というのがありまして、私たち友の会の会員が司会進行をすることになっています。ただ、私たちはあくまでも健全な大人、普通のおじさん、お婆さん、そういう立場で少年と接するという、そういう団体ですので、その少年のお名前とか、少年が何をしたかとか、そういうことではなくて、懇談会では、今日の活動を通してどんなことを感じましたかということで、少年だけでなく、私たち友の会会員、それから少年、保護者、調査官、皆さんそれぞれ活動について一言ずつお話をしていきます。老人ホームのフラワーリレーションもやはり同じように、活動したら、友の会の会員が懇談会をするという活動をしております。

その中で、つい最近あったことですが、フラワーオペレーションを5月に行いました時に、懇談会で一人一人感想を述べるのですが、話しやすい人から順番に、次、次と、やっていったのですが、一人の少年が感想をなかなか言い出せなくて、司会をしている私も本当に困ってしまいまして、どうしたらいいかな、後でもう一回聞きますねと言おうかなとか、でも待っていたら、その少年がやっと口を開いて、「今

日は、この作業は役に立ったということが分かって、すごくよかった。」と、こう短い言葉で話してくれたのです。

次に6月の老人ホームのフラワーリレーションで、たまたまだったのですが、その少年が同じように参加していたのです。でも、別に私たちは、この間会ったとか、一切そういうことは言いません。初めて会ったような感じで。でも、やはり最後の感想のときに、私一人、ドキドキして、どうしようと思っていたら、その少年がさっと、指名をしたら、もう本当に1秒と間もなく、「本当に今日は花のこととか、花の植え方が分かって、すごくためになった。」と、この間の3倍ぐらい話してくれたのです。私は、本当にびっくりして、少年というのはやはり変わるのだなと言いますか、こんなに1か月で、あの時やはり人の前で自分を表現するとか、人の前でお話しするということは、初めての経験だったような気がするのです。皆さんの前でなかなかできない。でも、一度それをできたことで、次のときに自分の本当の思いを話すことができ、本当にすごいことだなという、改めて、教育的措置と呼んだらいいのか、少年から自分が学んだというか、そういうことがありました。

■委員長

ありがとうございます。それでは、ほかに御参加いただいている委員の方から御質問や御意見、あるいは御経験されている教育的な取組について御紹介などありましたら、どうぞ遠慮なくお願いしたいと思います。

●委員

私は、少年友の会という会があることを今日初めて知りまして、いろいろな教育的措置が施されて、とてもいい取組をしているのだなと感じました。体験型、調整型、講習型とあって、今日のお話ですと、ビデオで見させていただいた少年は、すごく素直な子がモデルになっていたと思うのですけれども、もっと反抗的な子の対処の仕方というのをちょっと見てみたかったなと思いました。

▲オブザーバー

DVDに出てきた少年も、それから今の例の少年も比較的素直な、最初は突っ張

っているけれど、審判を受けるに従って穏やかになっている例だったかと思います。ただ、今御指摘があったように、実際に少年の調査をしていますと、そういう少年ばかりではございません。教育的措置もいろいろなプログラムがありまして、集団型のものについては、反抗的な少年や、集団になじまないような少年は除いて行っております。調査をしまして、どのプログラムに入れるのが一番その少年の教育的措置にふさわしいかということをよく吟味しております、実際いろいろな働き掛けをしても態度の変容がなかなかない少年もおりまして、そういう少年については個別な関わりの中で考えていくというようにしております。

●委員

家裁調査官というのはこちらには今何人ぐらいおられて、多いときでどれぐらいのお子さんを担当されますか。

▲オブザーバー

千葉管内におります調査官は、首席調査官を含め、管内支部を含めて約70人配置されております。ただ、これが全部少年事件を担当しているわけではございません。本庁、松戸支部、木更津支部、そして八日市場支部の者が少年事件を担当しております。本庁は、今、次席調査官を筆頭に4組、1組を3人ほどで構成しております、少年係を担当しております。松戸がやはり4人ほど、木更津、八日市場も大体4人ぐらいで、千葉管内の少年事件を担当しています。木更津、八日市場が大体同じ、松戸のほうが若干事件数が多いございますが、それに応じた数で担当しています。観護措置を執られる事件ですと、月に1人必ず1件ぐらいは担当いたしますし、在宅事件も交通事件を含めまして大体五、六件から10件ぐらいまでの件数を担当しております。ただ、件数は大分以前よりは減っております。

●委員

人員的には足りているのですか。

▲オブザーバー

人員的に、あればあるほどいいと思いますが、工夫しながらやっているというの

が率直なところかと思えます。教育的措置はもちろん裁判官の指示で動いており、できるだけきめ細かく工夫して、共同しながら担当する場合もございます。

●委員

あと、教育的措置でいけばいいんでしょうけども、最近の事案としては少年が友達を殺してしまうという残忍な凶悪事案も発生しています。そういったものはやはり刑事手続という方に行くと思うのですが、そちらの件数は千葉管内でもやはり増えているのでしょうか。

▲オブザーバー

大体平成30年では20件、1.9パーセント、2パーセントを切るぐらいの件数が検察官送致ということになっております。

●委員

この非行の中には、いじめというのは入らないのでしょうか。

■委員長

刑法犯に当たる、例えば脅迫だとか暴行とかに当たるということで検挙がされれば家庭裁判所の手続の中に入ってくるということだと思います。

●委員

今日は、少年事件の手続の流れや、あるいは教育的な措置についてお話を伺って、大変参考になりました。資料の中にもありましたとおり、件数の方は減っているけれど、再犯率というのが非常に高いという状況もありまして、平成28年12月に、再犯防止に関する推進法が施行されたということもあり、行政機関として再犯の問題に取り組んでいくということが社会的に求められているという状況の中で、昨年度、千葉県は、国のモデル事業に手を挙げまして、再犯防止に向けた推進協議会を立ち上げたところでございます。矯正施設、保護観察所、検察、警察、それからもちろん保護司会や帰性会、就労支援事業者機構など、さまざまな皆様の御協力をいただいて、昨年調査を行って、今年度具体的な、少年院も含めた矯正施設から出てくる方を抽出して、モデル的な支援を行うというような取組を進めているところで

ございます。来年度に向けて、具体的な支援のための施策を再犯防止計画に位置づけることを目標として、3年間のモデル事業に現在取り組んでいるところでございます。実際、昨年度の調査をみてもよく分かるのが、家庭にさまざまな課題を抱えている事案が多いということです。非行少年にとって家庭が就労モデルにならないというお話もありましたが、例えば家庭の中の経済的な困窮の問題であるとか、親御さんたちが障害を抱えているとか、また医療、健康の問題、いろいろな社会的な支援を必要とする家庭内の状況が非行少年を取り巻いているといった課題も非常に多いのではないかと考えています。そういった中で、こうした少年の更生ということを考えたときには、「更生に向けた支援」がやはり非常に重要な課題になってくるかと思うのですけれども、支援においてはその家庭自体をアセスメントしていくのが非常に重要になってくると思っております。言ってみるとソーシャルワークの視点から、アセスメントが求められているのではないかと感じております。ということで、調査官の皆様が現場の中で、少年を取り巻く環境にどのような課題認識を持たれているのでしょうか。もう一つは、そうした現状において、どこまで調査官の皆様が踏み込んで、少年だけでなく家庭自体、家族自体を包括的な視点から変えていこうとしているのでしょうか、そういったところまで裁判所は踏み込むのかどうか、踏み込めないとしたときにはどうするのでしょうか。

▲オブザーバー

今御指摘のあった点は、調査官がケースを扱っておりましたが、正にとっても難しい問題として向き合うこととなります。少年が生まれながらにして問題を抱えているということはありませんので、多くの場合は、その育ってくる過程の中で、家族の問題、家庭自体の問題の中で非行を繰り返すようになっていくということが非常によくございます。我々が調査官としてその調査を担当できる期間というのはやはり限られておまして、最終的には処遇機関にお願いすることとなります。なので、裁判所では、先ほどもありましたが、家族、家庭、それから少年に対するアセスメント、この少年はどこをどのように処置すればよい方向に向かっていくのかと、

それを少年自体に働き掛けをする場合もありますし、御指摘のように、家族に問題がある場合は家族に働き掛けをする場合もございます。その家族の働き掛けというのが、家庭裁判所が審判、調査の過程で扱っている間の働き掛けでいい方向に向かう家族もございます。その場合は、継続的に面接をするとか、あるいは先ほどから紹介させていただいている教育的措置を活用するという事で、家族の改善を図るということもございます。根本的に問題がある場合、経済的なこと、疾病や障害のある場合など、根本的に問題がある場合は、教育的措置では事態が変わらないということもございます。その場合は、面接で、ある程度自覚ができる家族であれば、家族のこういうところの問題があるということを指摘しまして、関係機関につないでいく、例えば医療にかかっていたり、あるいは福祉機関につなげていく、それから保護観察とか少年院送致ということであれば、その執行機関につなげていくことを裁判所の仕事としています。

■委員長

少年が、観護措置といって、身柄を少年鑑別所にお預けするという場合には、通常4週間という期間、身柄の拘束の期間が定められていますので、その終期までに審判をするというのが通常の手続であります。その間に調査官から働き掛けをするということが可能であるわけです。先ほどビデオにありましたけれども、試験観察という中間的な処分が一旦下されたと思いますけれども、その中間的な判断によって、調査官が、その環境の調整だとか、少年に対する働き掛け、あるいは少年友の会の力を借りて、そこでの教育的な措置を行っていくという、そういう期間が3か月、4か月、長くても6か月ぐらいではないかと考えております。その中でいろいろな働き掛け、教育的措置も含めた働き掛けを家庭裁判所で行って、その経過も見ながら最終審判をするというのが一般的な流れになっております。今御指摘があったとおり、少年の再非行者率自体はやはり上昇傾向にあって、全国的にも35パーセント、千葉でも32.5パーセントで、それなりの再非行者率があるので、その点をどう捉えるか、教育的措置が十分でないために、またもう一回家庭裁判所のほ

うに事件が送られてくるのではないかと、そこら辺の問題意識を持っておりまして、できれば何かさらに効果的な、あるいはこういう工夫があるとか、考えとしてはこういう改善点があるのではないかと、そのような御意見も頂戴できると、これからにつながってくるのかなということ、今回のテーマを設けさせていただいた次第でございます。

●委員

今日は、非常に参考になりました。再非行者率が上がっているという話もありましたけれども、自分だけが変わろうとすることは多分、いろいろなすばらしい取組があって、できる、気持ちは持てると思うのですが、例えば今家族だったらまだ実際に調査官の方や、保護司の方がいろいろ意見を言ったりできると思うのですが、もう少し広げて、例えば友達とか、もうちょっと周囲まで含めると、どういうところまで実際に関与していけるのかということ、さっきSNSの話もありましたけど、携帯まで見てという話になると、今度またプライバシーの話とかもあると思いますけど、どういうところまでやっていかななくてはいけないのかとか、そういうところはちょっと難しいところだと思います。ですので、家族ぐらいまではわかったのですが、もう少し広い範囲で働き掛けというか、何かそういう取組がありますか。

▲オブザーバー

交友関係というのは、我々調査官は各共犯少年を共同で調査したり、情報交換したりしているので、大体、この少年とこの少年は友達だなというのは分かります。やはり不良交友が大きく影響している場合もあります。一方で、最近ではSNSで連絡を取り、交友関係が広がり、分からないこともあります。保護観察に付した場合には、特別遵守事項といって、絶対守らなければならない約束事を決めます。家庭裁判所は、審判で保護観察を決定するときに、具体的に特別遵守事項の定めについて保護観察所にお問い合わせすることができ、その中に「共犯少年と交流をしない」等との遵守事項を決めてもらうことができます。守られなければまた少年鑑別所に戻

る場合もあるというような、心理規制をかけるような勧告というか、処分の中に盛り込んでいただくという方法が考えられます。

▲オブザーバー

やはり少年非行の特徴としては、背景に家族の大きな問題、非行に結びつく要因があることや、成人よりも共犯事件が多いということがあります。それは、交友関係、地域の学校つながり、先輩、後輩つながりがあり、仲間を切れない、不良交友がその少年にとっての居場所になっています。ほかに何らかの居場所を持っていない少年は、例えば家にも居場所がない、学校にも居場所がないとなると、似た者同士の友達とつるみ、結果として、非行に結びつく要因になっています。その場合に、立ち直りのきっかけとして、自分がやっていける新たな居場所作りをしてやる、直接交友関係を切るというよりは、自分がやりがいを持てる、例えば仕事であったり、目標を持った学校生活であったりとか、家庭の中で話ができる場をつくるとか、そういう働き掛けが考えられます。本当に友達と切る必要がある時、例えば友達が毎日呼び出しに来るような場合に、これは裁判官に御判断いただいてですが、試験観察の中で補導委託、民間の方に補導を委託するような制度がございまして、少年を一定期間、地域から離して、委託先の指導を受けさせ、自信を持たせて、地元に戻すというような試験観察の方法を執ることもあります。やはり未成年、思春期の子供にとって友達関係は非常に重要で、友達全部と切りなさいといってもなかなか難しいこともありますので、代わるものを見つけてやる働き掛けですとか、新たな健全な交友関係を持てるような仕組みづくりが大事であると思っていますところ。

●委員

いろいろ興味深い内容を拝聴いたしました。あと、先ほど本人だけではなくて、背景が改善されないと、というようなお話だったと思うのですがけれども、医療や福祉につないでいくというお話も伺って、非常に素晴らしいと思いました。本人の心の問題ということについて、以前聞いた話の範囲ですけれども、道徳教育をしていくときの注意点というようなことを聞いたことがありまして、心は心によってしか

育てられないという話を聞いて、非常に感動したのです。といいますのは、同じ教本を使って、同じストーリーを子供に紹介しても、それを提供している先生自身が「こういうきれいごとを言っているよ」というのが心の中にあれば、その話を聞いた子供に、心にしみがつくという話を聞いたことがあります。今私がこちらで承った活動のフレームというか、仕組みがすばらしいということがわかって、結果としてこういうふうにお子さんが変容されたということがわかるということなのですから、先ほどお話しした心は心によってしか育てられないという文脈の中で語られたのが、「こういうきれいごとを言っているよ」という捉え方で教壇に先生が立ってしまうと、子供のほうが答えを探すようになる。何て答えればいいんだろうという、自分の心の変容に向き合うのではなくて、どう答えればこの場を許してもらえるのかというふうに思うようになってしまっていて、そこを通過したことが心を育てることにならないという話を聞いたことがあります。今回御紹介いただいた活動は、きっとすばらしい活動で、全幅の信頼を置いているのですけれども、やはりそれを経験されたお子さんが自分の大切さに気づけるといことがとても重要な気持ちがいたします。ですので、君が大事だから、こういうことをしているという皆様が発されるメッセージが子供に伝わればいいのではないかとこのように思いました。

あとは、私自身も仕事の中で道徳教育にかかわってきたことが長くあったのですけれども、自尊感情とか自己受容というのを育てていくというのが多分とても重要ではないかというふうに思いますので、そこの橋が架かるかどうか。あるいはどうしても人間同士ですので、これをやってもだめなんじゃないかというふうに、お互いに偏見を超えられない組み合わせというのがあるのではないかと私自身も思うのです。あとは、お子さんのほうで、この人は僕のことは受け入れてくれない、というふうに思ってしまうということもあるかもしれません。そのときに、例えば薬物などでは、サバイバーの方を活用して、薬物から抜けていくというのに実際体験した方がすごく力を発揮しているというようなことも伺いましたので、この人は受け入れてくれるというような立場でサバイバーが関われるということがあれば、もし

かすると救われなかった35パーセントというお子さんに少しフックがかかるということがあるといいのかなと思います。

●委員

家族の役割が非常にやはり子供にとって大きいというお話がありましたけども、実際に家事調停をやっていると、つくづくそれを感じます。例えば離婚でも出てきますのは、面会交流であるとか、親権の問題、DVの問題、子供が絡むテーマが非常に多くて、直接その場にお子さんは出てこれられないのですけども、いろいろな双方の親御さんのお話を聞いていますと、かなりこの中で多分お子さんは大変な思いをされているのだなということが伝わってくるような事案ばかりです。そういった中で、やはり先ほど来ありましたけども、調査官がものによっては直接入り込まれて、例えば学校だとか家庭だとか調査をされて、その結果を報告された上で、例えば親権だとか面会交流のやり方を決める際に大きな指針を示していただくことがありますけども、そういったことを基にして、最後成立するときも裁判官から、こういったこともということで、いただいたアドバイスを聞かれたときに、大概のお母さん、お父さんが本当に得心された顔をされて、とにかく子供のためにも頑張りたいというふうなことで引き取られることが大半です。こういった裁判所に離婚などで申立てをされるケースは全体の離婚の中の10分の1、大半はもう協議で決まっている離婚なのですけども、そういったことも含めて、これからも、こういった非行防止のための手立てを、調査官が一つ一つケアをしてやれるというのも物理的に不可能なのですけども、今後出てくるとすれば、もう少し司法の力で、例えばいろいろな少年の再犯防止に向けた取組を、親も含めた取組をちょっと考えていくようなことをもう少し力を入れていくとか、そういったことも今後必要になるのかなという気はしております。

●委員

付添人というのは大体多くの場合弁護士がやることが多いと思いますし、千葉県弁護士会でも少年事件を頑張る弁護士というのは、やはり少年の更生とかに非常に

感銘を受ける、それをずっと繰り返してプロフェッショナルとしてやっている人が多いと思います。今日こうやって資料を見せていただくと、全体的な件数がすごく減っているというのを改めて、これは大人の事件でもそうなのかもしれませんが、少年事件がすごく減っているのはいいことなのだろうと思います。先ほど再非行者率がちょっと上がっているというお話がありましたが、再犯の人の人数が増えているわけではなくて、どちらも減っている中での再非行者率の増加なので、率だけ見て、上がっているから、よくないというようなデータの評価の仕方というのは、ちょっと注意した方がいいのではないかと、むしろそこにとらわれるよりは、全体の数は減っている、再犯の人数も減っているというふうに見るべきではないかというふうに思いました。もう一つ、覚せい剤事件が、パーセンテージでいえば上がっているというのが資料であったのですが、私がずっと昔にやった事件が、やはり少年が女性で、薬物だったのですが、その背景にやはり未成年の女性が性的搾取を受ける中で薬物漬けにされるという事案があって、そのとき統計を見たときに、薬物の少年事件の、私の記憶違いかもしれないのですが、比率がやはり女性が多かったのです。今日は、いろいろな事件の割合が出ていますが、罪名によって男女比に傾向がありますか。薬物の事件で、それが性的な被害者になっている事案を経験したのですが、それは実は多いのではないかとそのとき思ったので、もしその辺の実情がわかれば教えてください。

▲オブザーバー

私が最近処理している中では、今言われたような事案というのは非常に少なく、私はこの4月からではありますが、一件もないです。約20年前に少年事件を担当した時は、結構そういう事案があって、非行少年だけでも、一方の見方では被害者と思われるような少年がいて、やくざ組織の人間から離すために少年院に入ったほうが良いと思うような事案も散見されたのですが、今私の感覚的なものとしては、ほとんど見られない状況になっています。これが実態を反映したものかどうかはわかりませんが、そういう状況でございます。

●委員

そういう意味では、逆に言うと、効果を発揮しているというふうに見ることができるとも思いますね。

▲オブザーバー

最高裁が出しています司法統計で男女の数字が出てきますが、実務的にも女子少年と男子少年の数を比較いたしますと、圧倒的に男子少年の新受件数が多いでございます。たしか、正確ではないですが、4対1とか、3対1とかでございます。ただ、御指摘のように、女子少年の事件の種別で申し上げますと、男子に比べると、女子刑務所もそうかと思いますが、やはり薬物事件と、意外と大きな傷害の事件ですとか、ぐ犯といいまして、少年法独特でございますが、犯罪には至っていないけれども、犯罪になるおそれの高いぐ犯というところでいいまして、女子少年の比率が高うございます。それは、やはり背景に、その少年一人では犯罪に結びつかないけれども、交際相手の影響であるとか、家出をして、その先でのことすとか、それから、家出したときの手っ取り早い方法として、性的なものとか風俗に入り込んで、犯罪に結びつくということは、やはり女子少年の非行の場合にはありますので、男子の非行に至る要因と少し違うところがあるかと思いますが、ただ、全体に女子少年の比率も下がっております。最近の実情として、千葉管内で女子少年が身柄事件になることは少ないのですが、女子少年の場合には、それ相応に手がかかる少年が多いというのが実務的な感覚です。

■委員長

今回のテーマにつきまして、家庭裁判所の手続、あるいは処分の内容等について、私どもが持っている視点とは少し違った視点からの御意見、あるいはどういう指針に基づいて教育的措置を行う方がいいのか、そういう心の視点といたしましうか、そういうものも頂戴したように思います。ありがとうございます。また、いただいた意見につきましては、これからの手続運用の中で生かしていきたいというふうに考えております。

- (4) 次回の開催を令和2年2月4日とし、寄せられたテーマ案を参考に次回のテーマは追って定めることについて、全委員の賛同が得られた。